

第4章

分野別方針



分野別方針の体系

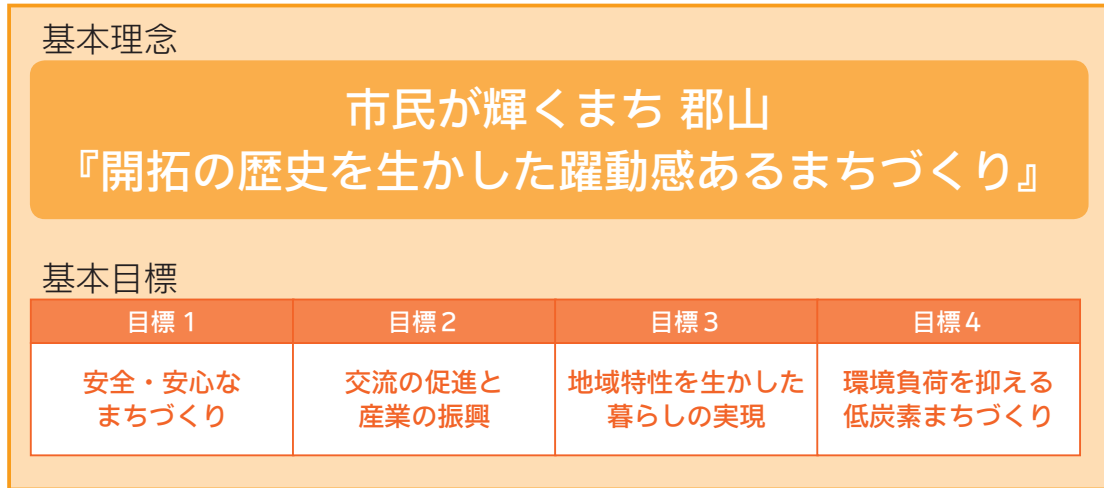
- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 交通施設の整備方針
- 4-3 都市施設の整備方針
- 4-4 都市環境の形成方針
- 4-5 都市景観の形成方針
- 4-6 都市防災の方針

分野別方針の体系

分野別方針では、第2章で示した基本理念と基本目標、第3章で示した将来都市構造と都市づくり基本方針を踏まえ、分野ごとに基本的な考え方や主な取り組みを示します。

なお、分野については、土地利用・交通施設・都市施設・都市環境・都市景観・都市防災の6つに分類しています。

●各分野におけるまちづくり方針



分野別方針

1. 土地利用の方針

集約型都市構造に向けた取り組みを推進するとともに、都市と自然が調和し、地域の特性にあった計画的な土地利用を進めます。

2. 交通施設の整備方針

(道路、公共交通、歩行者・自転車利用空間)

まちづくりと一体となった道路のネットワークを形成し、すべての人にやさしい道路環境づくりを進めます。

また、高齢社会に対応した、誰もが移動しやすい公共交通体系の整備を進めます。

3. 都市施設の整備方針

(公園緑地、河川、下水道、その他都市施設)

機能的な都市活動の確保を図るため、災害も考慮した、すべての人が安全で快適な社会基盤施設の整備を進めます。

4. 都市環境の形成方針

自然環境の保全に努め、環境負荷の低減や周辺環境との調和に配慮した環境の形成に努めます。

5. 都市景観の形成方針

地域固有の景観資源を保全・活用するとともに、周囲の街並みと調和した景観の形成に努めます。

6. 都市防災の方針

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前復興の考えの下、災害に強い地域社会を形成し、様々な自然災害や事故、犯罪などに対応できる安全・安心なまちづくりを進めます。

4-1 土地利用の方針

郡山市のまちづくりの将来都市構造である「郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造」の実現に向け、道路や公園、下水道などの都市基盤の有効活用や地域特性に配慮しながら、都市的な土地利用（住宅・商業・工業など）と自然的な土地利用（農地・森林・原野など）の調和のとれた計画的な土地利用を進めるとともに、土地利用の誘導により浸水被害や土砂災害等の災害リスクの回避を図っていきます。

1 土地利用の区分の設定

(1) 市街地と市街地外との区分

- 都市と自然とが共生した郡山らしい豊かな暮らしを守り、都市全体の魅力と活力あるまちづくりを進めるため、都市的な土地利用を推進する市街地と自然的な土地利用を原則とする市街地外とを明確に区分し、市街地外の農地や自然環境を維持・保全し、秩序ある土地利用を維持します。

(2) 市街地の範囲

- 人口動態を踏まえ、市街地の範囲は現状の市街化区域とすることを基本とします。
- 市街化区域の拡大については、福島県の復興牽引に向けた産業の再生及び創出の観点、市街化区域との一体性・連続性、公共交通の利便性等を踏まえ、その区域の設定を検討します。

(3) 土地利用の区分

- 土地利用区分は、地域特性や立地する施設用途に応じ、以下のとおりとします。

●土地利用区分

大区分	中区分	小区分
市街地	住宅地区	①都心住宅地区 ②周辺住宅地区 ③住宅専用地区 ④住工商共存地区
	商業・業務地区	①交流推進型商業・業務地区 ②近隣型商業地区 ③地区型商業地区
	工業・流通業務地区	①工業専用地区 ②一般工業地区 ③流通業務地区
市街地外	①農業保全地区	
	②集落地区	
	③自然保全地区	

4-1 土地利用の方針

2 市街地の土地利用

[基本的な考え方]

これからの市街地は、人口減少・少子高齢化の進展や東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降の本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、今後、居住を誘導すべき市街地の範囲を検討します。

さらに、交通利便性の高い市街地内にある低未利用地や大規模な土地利用転換が行われる地区については、計画的な市街地の形成を推進します。

また、都市の持続的な運営及び生活を支える機能（医療・福祉・教育文化・子育て支援・商業等）の維持が可能となる持続可能なまちづくりの推進に向けて立地適正化計画の策定を検討します。

住宅地区

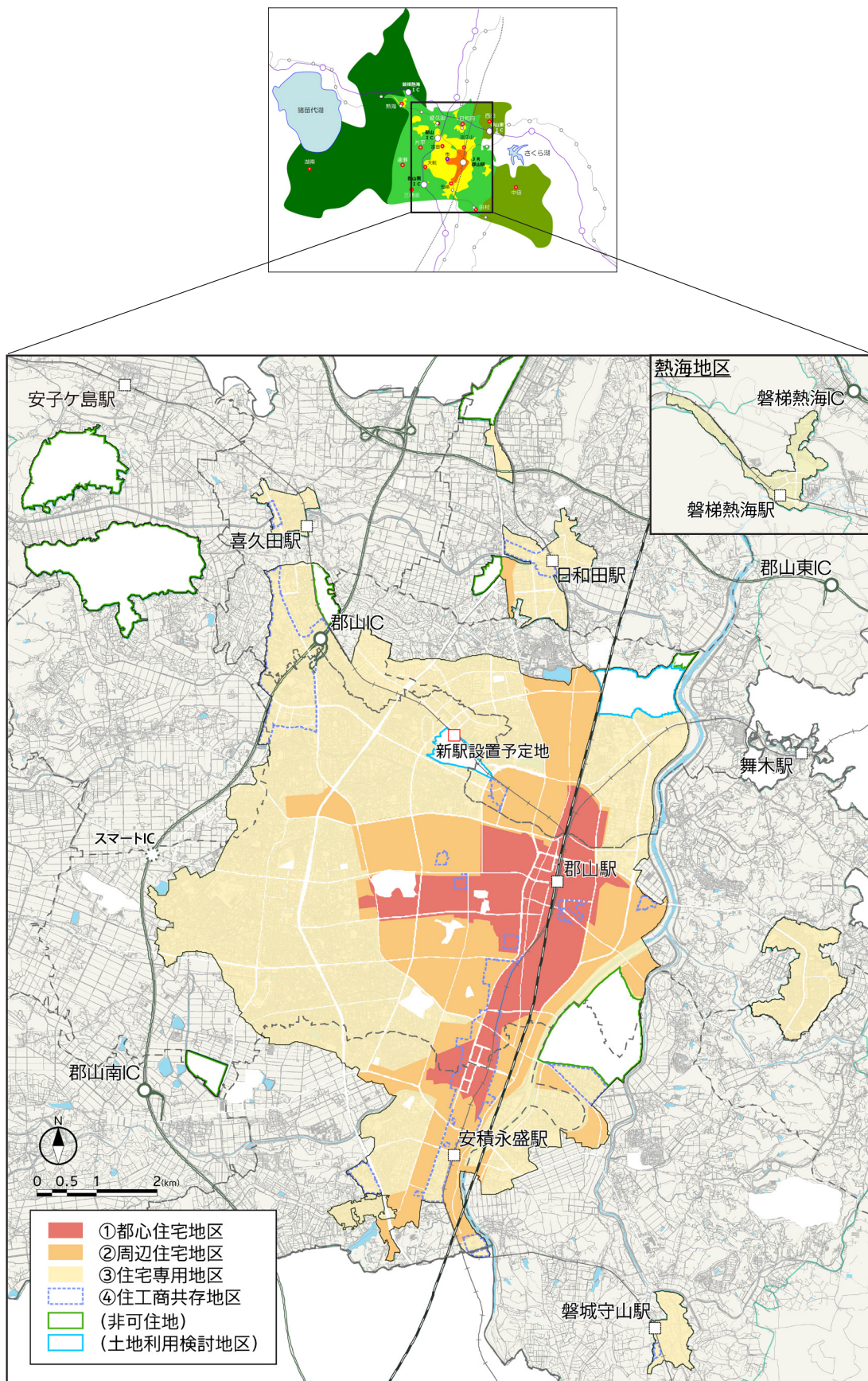
[基本的な考え方]

地域特性に応じた多様な住まいのあり方を推奨し、交通基盤と対応した秩序ある土地利用を誘導する観点から、住宅市街地の基本的な区分を定め、各区分に応じた住環境の保全と利便性の維持を図ります。

●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①都心住宅地区 (高密度な複合市街地)	鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとして、自転車や徒歩により、多種多様な都市サービスを享受できる生活利便性の高い居住を推進する、中高層の都市型住宅地の形成を図ります。 特に郡山駅を中心とする都心ゾーンにおいては、医療・福祉・商業等の高度な都市機能の集積したサービスが受けられる都心居住を推進します。
②周辺住宅地区 (中密度な住宅地)	住宅を主体としつつも、店舗や事務所などと共存した地域として、既存の都市基盤ストックを活用しながら、都心ゾーンへの近接性、生活サービス施設等の都市機能がある利便性を生かし、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成や、戸建住宅と中高層の共同住宅などが調和した良好な住宅地の形成を図ります。
③住宅専用地区 (低密度な住宅地)	多様な住宅ニーズに配慮しつつ、高さや用途などの混在がない低層な戸建住宅を中心に誘導し、ゆとりある良好な専用住宅地の形成を図ります。 都市基盤施設の不十分な住宅地においては、人口動態を予測した上で、居住を調整していく区域の検討を行っていきます。 また、土地区画整理事業などによる面整備が行われた地域では、現在の良好な居住環境の維持及び改善を図ります。
④住工商共存地区	土地利用の純化を目指すことを原則としつつ、地域の特性によっては、住宅以外の用途との調和に配慮しながら、居住環境の向上を図ります。 また、区域の一部で住宅団地などに土地利用転換される場合、都市基盤の整備など適切な誘導を図ります。

●土地利用（住宅地区）構想図
～市街地～



4-1 土地利用の方針

商業・業務地区

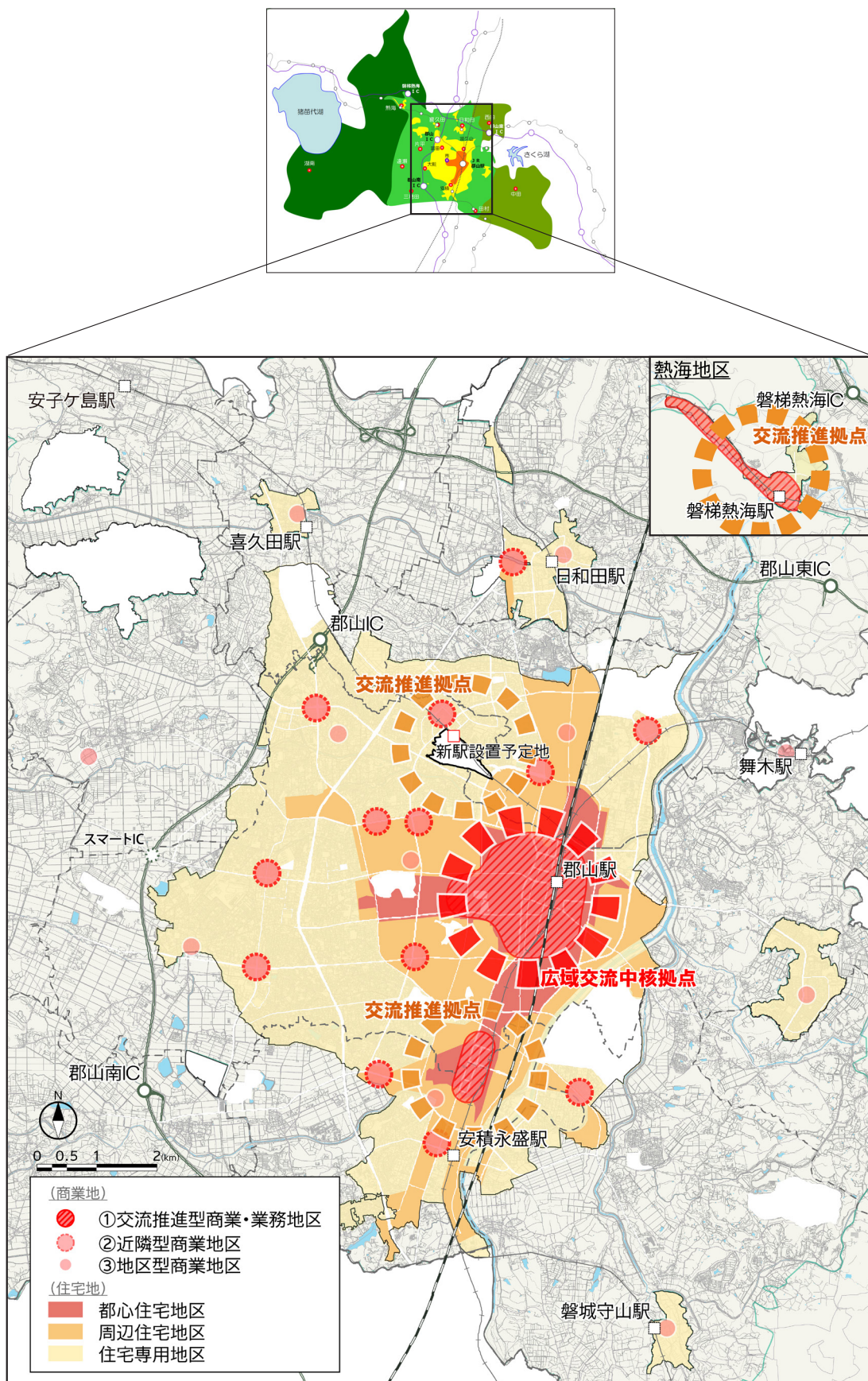
[基本的な考え方]

商業・業務や交流を促す都市機能の集積は、魅力ある都市の拠点的形成していくために重要です。現在ある拠点地区の既存ストックの活用を基本に、本市の地域特性と様々な都市機能が相互に連携し、一体的な発展を促進する都市づくりの基本となる商業・業務地区の維持・再生を目指します。

●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①交流推進型 商業・業務地区	<p>郡山駅周辺地区は、駅東西の均衡ある発展を基本として、広域的な商業・業務機能を核に、文化、医療、福祉、教育等といった市民の多様なニーズに対応した高次な都市機能の集積及び強化を促進し、魅力ある広域交流中核拠点の形成を図ります。</p> <p>郡山南拠点周辺地区は、ビッグパレットふくしまを核に、広域的なコンベンション機能を中心とした交流推進拠点の形成を図ります。</p> <p>磐梯熱海駅周辺地区は、郡山ユラックス熱海を核に、広域的なコンベンション機能と合せて、県内有数の温泉施設を組み合わせた観光コンベンションを中心とした交流推進拠点の形成を図ります。</p> <p>農業試験場跡地においては、ふくしま医療機器開発支援センターを核に、医療・福祉関連産業の一体的支援や医療機器の研究開発拠点として、新産業の集積による交流推進拠点の形成等の土地利用の検討を進めます。</p>
②近隣型商業地区	<p>主要な幹線道路の沿道などにおける地域の生活拠点として、交通環境や景観、周辺の住環境に配慮しながら、商業・業務やサービス機能などの適切な誘導を図ります。</p>
③地区型商業地区	<p>地域における日常的な商業機能のみならず、地域コミュニティに対するサービス機能などの充実及び集積を誘導し、周辺の住環境に配慮しながら、生活の利便性の向上を図ります。</p>

●土地利用（商業・業務地区）構想図
～市街地～



4-1 土地利用の方針

工業・流通業務地区

[基本的な考え方]

工業・流通機能の維持・発展は、福島県の復興を牽引していくために重要です。広域交流促進道路等の都市基盤を活用し、既存産業の強化を図るとともに、医療・福祉・環境・観光・農業・食品産業等の成長が見込まれる新規産業の育成を図ります。

●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①工業専用地区	事業中の郡山西部第一工業団地では、再生可能エネルギー、医療機器関連の工場の誘導を推進します。 既存の工業団地では、その生産機能を維持するとともに、産業環境の向上に向け、必要に応じて都市基盤の整備を推進します。 また、工業団地を形成していない地区では、土地利用の検討を進めます。
②一般工業地区	既存の工場、作業所、事務所などが集積している地区は、周辺の居住環境との調和を図るため、環境の悪化をもたらす恐れのない工業地の形成を図ります。 また、区域の一部で土地利用転換される場合、都市基盤の整備などの適切な誘導を図ります。
③流通業務地区	郡山インターチェンジ周辺では、広域交通網を活用し、広域流通を中心とした流通機能の強化を図るとともに、郡山南インターチェンジ周辺では、流通業務団地等の拠点整備の検討を進めます。 スマートインターチェンジの設置と合わせて、周辺の土地利用の検討を進めます。 また、既存の流通業務施設などの操業環境は維持しつつ、新たな関連施設などの立地を誘導し、流通機能の強化を図ります。

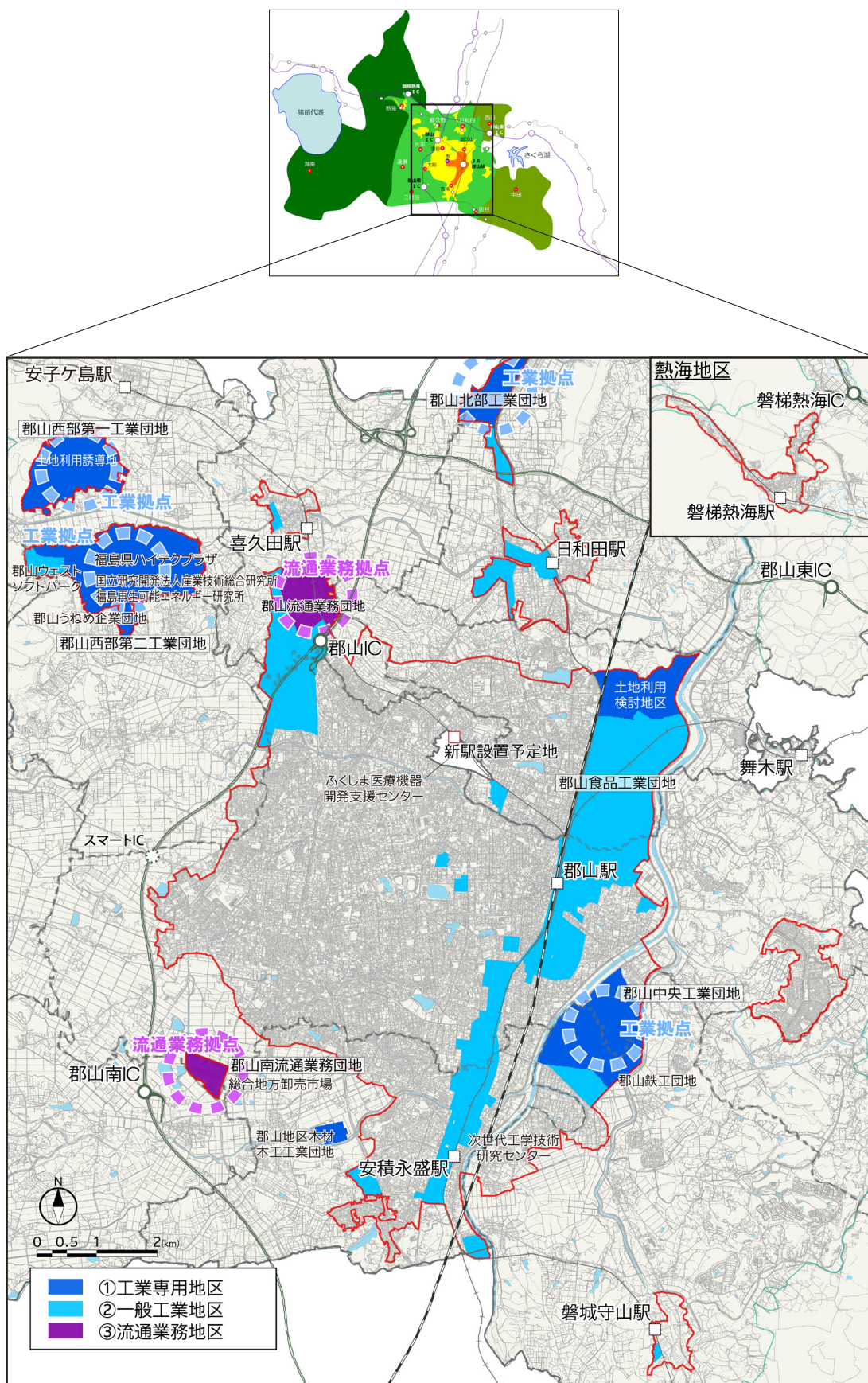


●中央工業団地



●西部第二工業団地

●土地利用（工業・流通業務地区）構想図 ～市街地～



4-1 土地利用の方針

[主な取り組み]

(1) 地域特性に応じた多様な都市機能の誘導

都市基盤の整備状況や機能集積の動向など各拠点の特性を踏まえ、集約型都市構造の実現に向けた都市計画の各種手法を効果的に活用してまちづくりを進めます。また、民間開発などの誘導・調整を進め、必要に応じて都市基盤の見直しなどを実施し、都市機能の集約・充実を進めます。

(2) 質の高い空間づくりの誘導

都市基盤整備については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、オープンスペースの創出や美しい都市景観の形成などの多様な観点から、魅力ある空間づくりを進めます。



●良好な住宅地

(3) 便利で質の高い住宅市街地の形成

住宅地の質を持続的に確保するために、改正都市再生特別措置法による立地適正化計画を見据えた居住誘導区域や、都市機能誘導区域の検討を行います。

(4) 用途が混在する地域の土地利用誘導

地区の特性に応じた住民ニーズに対応できるよう、土地利用の純化や居住と工業及び商業などが共存する土地利用に配慮しながら居住環境の向上を図ります。

(5) 大規模な土地利用転換への対応

市街地における大規模遊休地及び未利用地の利活用を検討します。また、産業構造の変化や立地企業の移転などに伴う土地利用転換を図る場合は、計画的な土地利用の誘導に向け、地区計画などの活用を検討します。

(6) 未利用地の土地利用誘導

市街地内に残されている農地など都市的な土地利用が進行していない地域については、地域の実情や周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、地権者や住民の意向などを踏まえ、計画的な土地利用の誘導を検討します。

(7) 大規模な集客施設の適切な規制・誘導の検討

郡山駅周辺では、空洞化が深刻な問題となっていることから、官民一体となって、賑わい形成や交流促進に資する都市機能の誘導等を進めていくことが必要です。

大規模な集客施設については、その立地は、道路混雑など都市構造に大きな影響を与えることから、2006（平成18）年に改正された都市計画法などのまちづくり3法や2005（平成17）年に制定された「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」などを踏まえた適切な規制並びに誘導について検討します。



●郡山中町第一地区第一種市街地再開発事業



●郡山市の市街地

4-1 土地利用の方針

3 市街地外の土地利用

[基本的な考え方]

自然的な土地利用を原則とする市街地外では、市街地の拡大を前提とするのではなく、自然的環境などの資源を適切に維持・保全していくとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを誘導していきます。

また、安積疏水によって形成された豊かな田園に囲まれた市街地の風景は郡山市の魅力であり、市街地外の優良農地等の保全は重要です。

特に農用地においては、安全・安心な農作物を安定的に供給するため、食料自給率の向上・耕作放棄地の減少・農業後継者不足の解消などを考慮しながら、良好な営農環境の保全や向上を図ります。

●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①農業保全地区	安定的な農業生産を維持していくために必要な農地を確保するとともに、虫食的な農地転用を抑制し、良好な営農環境の保全を図ります。
②集落地区	既存の集落においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、周辺の自然環境や営農環境と共生した生活の維持を図ります。 大規模開発地などの住宅団地は、既存の公共公益施設を有効に活用し、良好な住環境の保全を図ります。
③自然保全地区	自然災害の防止機能、都市環境や市街地からの眺望景観を形成する重要な要素として維持・保全を図ります。

[主な取り組み]

(1) 自然環境の保全と創出

豊かな自然環境を有する田園、森林、丘陵地帯などは、今後も無秩序な開発を抑制し、適切に保全するとともに保水機能の確保に努めます。

都市の魅力と活力の向上のため、地域特性に応じて自然環境を活用し、市民が自然に親しむことのできる場などの創出を検討します。

また、既に整備されているレクリエーション施設や文化施設などは、今後とも自然環境を保全しながら有効に活用します。

(2) 優良農地の保全と活用

集团的農用地及び各種農業投資が実施された区域は、優良な農地として保全します。

また、農地の有効活用を図るため、農業体験などの機会を提供するとともに、農業関連施設の計画的な誘導を検討します。

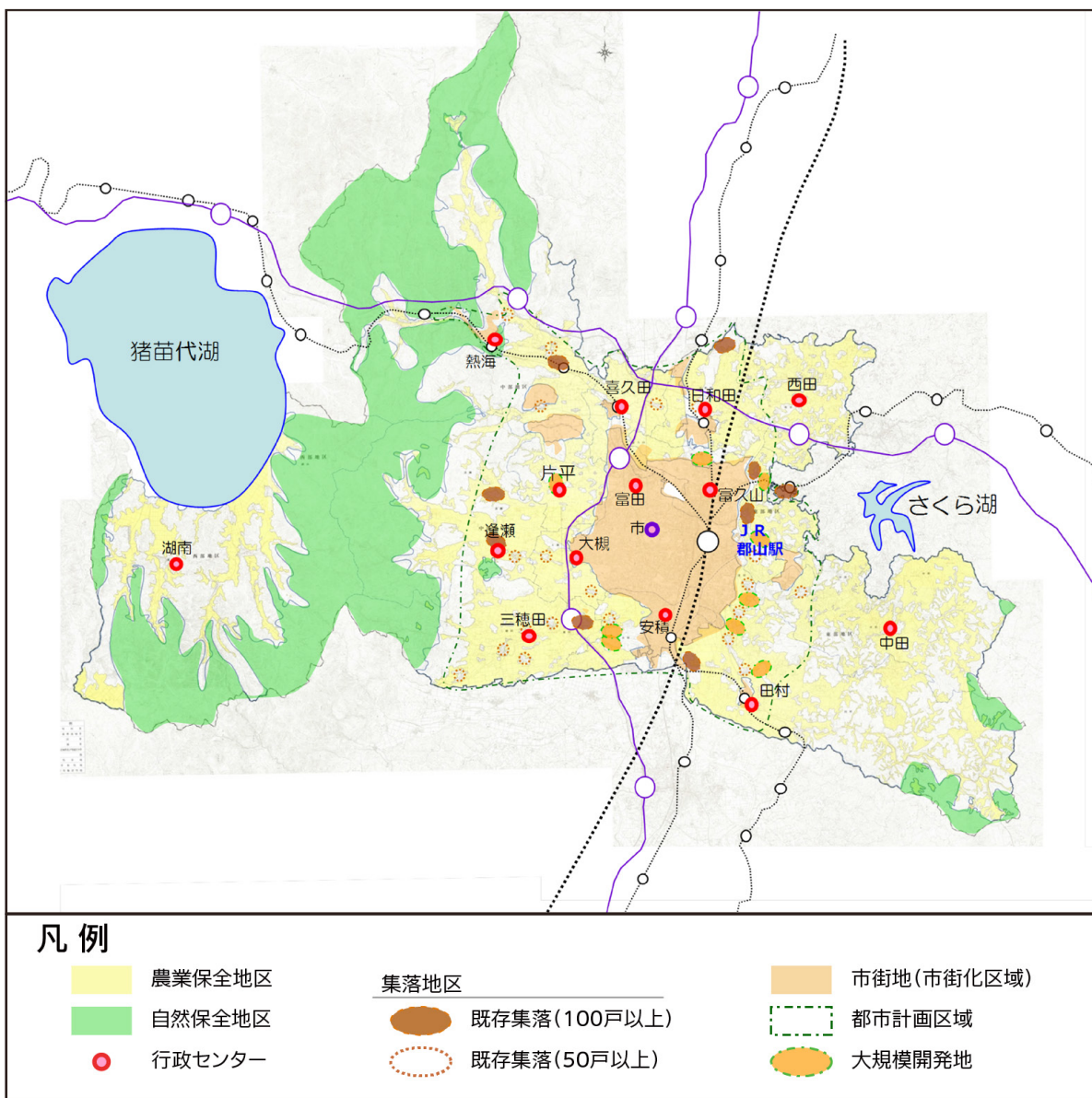
(3) 集落地域の維持・拠点づくり

既存集落は、地域の中心として公共公益施設が立地し、地域コミュニティが形成されているため、維持活性化に努めるとともに、地域の拠点として、生活利便施設を設置するなど、利便性や快適性の維持を図ります。



●既存集落

●土地利用構想図～市街地外～



4-2 交通施設の整備方針

1 道路

[基本的な考え方]

道路は、多様な都市活動を支える社会基盤施設であり、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、「郡山都市圏総合都市交通計画の道路マスタープラン」に基づき、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を推進します。

道路計画においては、計画段階から市民意見の把握に努めるなど、市民との協力体制による事業推進に努めます。

また、整備にあたっては、すべての人が安心して円滑に移動できる道路ネットワークの形成を図るため、震災復興に資する道路等、必要性の高い道路を優先的に整備することで効果的・効率的な事業を推進していきます。

さらには、少子・高齢社会に対応した安全・安心なまちづくりの観点から、道路施設の長寿命化、電線類の地中化、質の高い道路空間づくり、除染土壌等の安全かつ円滑な輸送等に取り組んでいきます。



●市道向河原大町線



●市道大町大槻線



●内環状線



●国道 288 号バイパス

[主な取り組み]

(1) 道路ネットワークの整備

1) 広域交流促進道路

広域交流促進道路である国道4号バイパスや4号、49号、288号バイパス・294号は、放射型に広がる道路体系として広域的な交流を強化し、都市圏内外の交通を処理するため整備を進めます。

特に「福島県復興計画(第2次)」に位置づけられた道路については、優先的な整備を進めます。

一方、東北自動車道、磐越自動車道は、首都圏や東北地方、太平洋側や日本海側を連絡する道路として位置づけるとともに、市街地へのアクセス性や災害時の物資輸送、人的支援活動の円滑化を図るためのスマートインターチェンジの整備を進めます。

2) 骨格幹線道路

骨格幹線道路は、国道49号や県道などを主軸とし、郡山市中心部に集中している交通を円滑に処理し、さらには地域間の交流強化とアクセス性の向上を図るため、その整備を進めます。

3) 幹線道路

幹線道路は、物流拠点や観光拠点から広域交流促進道路、骨格幹線道路へ連絡する道路であり、骨格幹線道路を補完する機能を有していることから、移動の利便性向上と道路ネットワークの形成を図るため、その整備を進めます。

整備にあたっては、歩道や交通安全施設など、良好な道路空間の形成に努めます。

4) 生活道路

生活道路は、住民の利便性を強化する道路として、歩行者や自転車などに配慮した交通安全施設の整備や段差の解消などを行い、安全で快適な人にやさしい生活空間の創出を図ります。

また、通学路については、教育委員会・PTA・交通管理者(警察署)等関係機関と危険箇所合同点検を実施します。点検結果については、「郡山市通学路交通安全プログラム」に基づき、PDCAサイクルによる改善を図ります。

5) その他

道の駅については、道路利用者の利便性の向上を図るとともに道路や地域など情報発信基地としての役割が期待されることから、その誘致を促進していきます。

(2) 道路施設の長寿命化

舗装や橋りょう、街路灯などの道路ストック(施設)は、安全・安心な道路環境を確保する必要があるため、総点検と修繕計画による施設の長寿命化を図り、将来の更新に掛かる財政負担を軽減します。

(3) 質の高い道路空間づくり





街路樹や歩道の高質化など、快適で環境に配慮した道路空間の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき市民に親しまれる道路環境づくりを進めます。

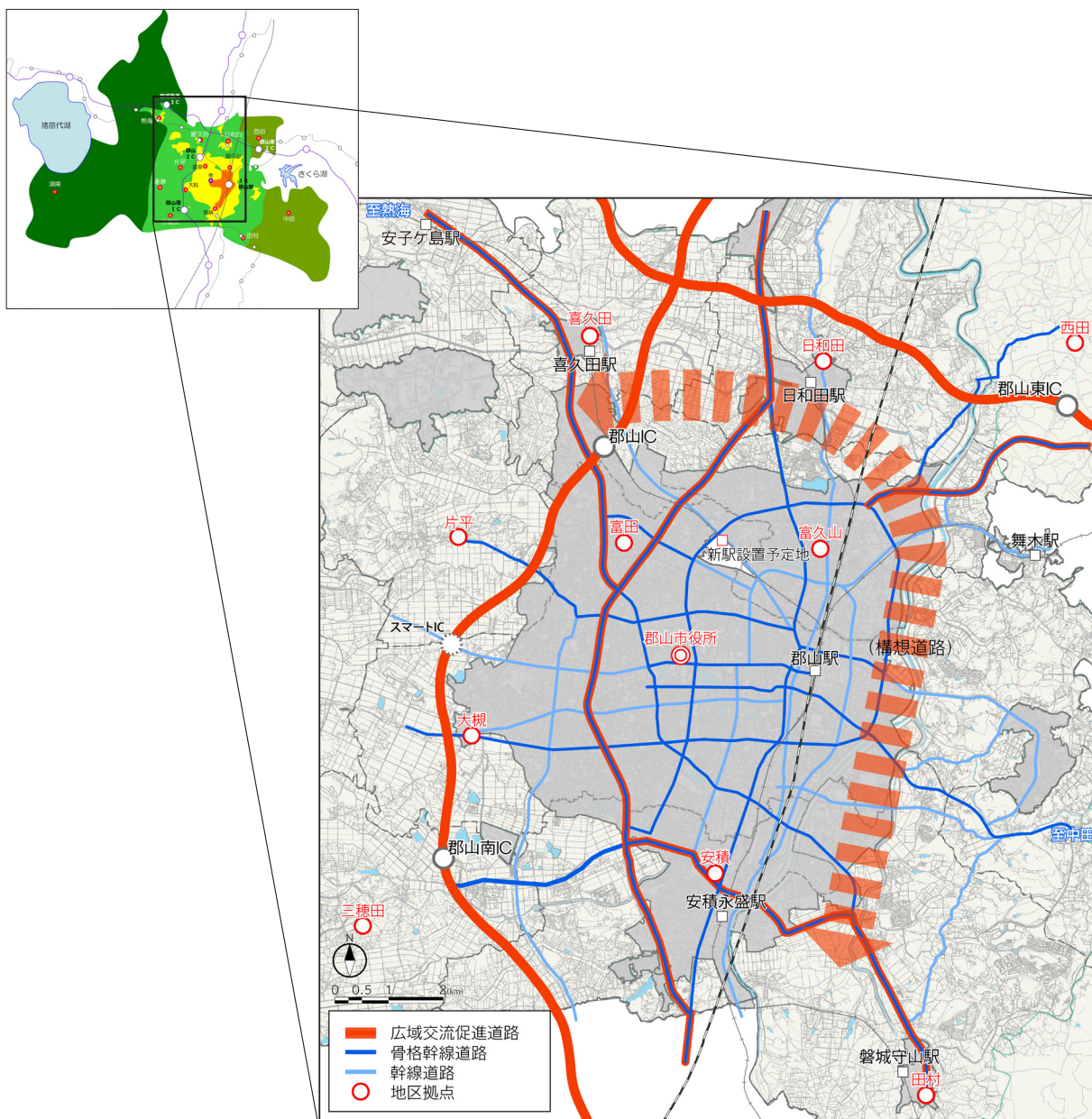
(4) 除去土壌等の安全かつ円滑な輸送

除染で発生した大量の除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送に当たり、安全かつ円滑に実施する必要があることから、最適な輸送ルート確保と道路の維持・管理について、国と連携し適切に対応します。

4-2 交通施設の整備方針

●道路の区分と役割

	区分	役割
	広域交流促進道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏内外を連絡し、広域的な都市間交流を促進する道路 福島震災復興を担う道路
	(構想道路)	
	骨格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格を形成し、中心市街地への過度な自動車流入を抑制しながら地域間交流の円滑化を図る環状道路 中心市街地と地域拠点や周辺都市等、都市圏内外の主要な交通を処理するための放射道路
	幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 物流拠点や主要観光拠点から広域交流促進道路、骨格幹線道路へ連絡する道路 骨格幹線道路を補完する道路
	生活道路	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の、地域内の生活安全性や利便性を強化する道路



資料：郡山都市圏総合都市交通計画道路マスタープラン

2 公共交通

[基本的な考え方]

鉄道及びバス、タクシーなどの公共交通は、通勤・通学・通院・買い物時の移動手段の確保や、高齢者・障がい者などの支援、さらには交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減など多様な有効性が考えられるため、「郡山市総合都市交通戦略」、「郡山都市圏総合都市交通計画」及び国の交通政策基本法に基づき総合的な交通ネットワークの確立に努めます。

また、交通事業者との連携によりユニバーサルデザインの考え方に基づく関係施設・設備の改善、ICTによる情報提供手段の拡充を図るとともに、モビリティマネジメントの推進により公共交通の利用を促進します。

[主な取り組み]

(1) 鉄道の活性化

在来線における運行頻度の増加要請や東北新幹線との接続性の向上、ユニバーサルデザインの考え方に基づく郡山駅東口の整備改善を進め、鉄道の利便性を高めるとともに、土地利用転換と合わせて新駅設置を進めます。

(2) バスの活性化

バス路線は、交通事業者と連携し、乗降データ等の活用など効率的な運行サービスの維持を図ります。

また、定時性や利便性の確保を図るためにバス路線の再編や乗り継ぎ拠点の強化について検討します。

さらには、ノンステップバスの積極的な導入について交通事業者に要請するとともに、バス停留所等の待合施設の改善について検討を進めます。

なお、市民の利便性確保の観点からタクシー等との役割分担についても検討を進めます。



●郡山駅周辺

4-2 交通施設の整備方針

(3) 交通結節点の機能の向上

鉄道・バス・タクシー等公共交通の利用促進や自家用自動車・自転車・徒歩から公共交通へのスムーズな乗り継ぎなど市民の利便性確保の視点から、乗り換えを踏まえた公共交通相互ダイヤの調整や乗り場位置の変更による移動距離の短縮、バリアフリー動線の確保等、交通結節点の機能の向上について検討を進めます。

また、市民ニーズの把握や公共交通に関する情報提供、意識啓発などにより、交通手段が社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促し、過度な自動車利用から公共交通への利用転換を推進します。



●循環バス

(4) 地域の実情を考慮した交通手段の検討

交通事業者との連携のもと身近な交通手段となるバス・タクシーの効率的な運行に努めるとともに、デマンド交通やコミュニティバスなど、地域の実情に応じた交通手段について、地域との協働により検討を進めます。



●郡山駅東口整備事業イメージパース

3 歩行者・自転車利用空間

[基本的な考え方]

歩行者・自転車利用空間は、自動車利用に依存しない歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、「郡山都市圏総合都市交通計画の自転車・歩行者マスタープラン」及び「郡山市総合都市交通戦略の自転車歩行者マスタープラン」に基づき、歩行者・自転車ネットワークの形成に努めます。

特に郡山駅周辺では、「歴史と緑の生活文化軸」の形成を実現するために、歩いて暮らせるまちづくりが重要であり、このための公共空間の再編、整備が必要です。

また、整備にあたっては、高齢者や障がい者、車椅子やベビーカーの通行など、すべての人が安心して移動できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

[主な取り組み]

(1) 歩行者交通

歩行者と車両との分離や、段差のない歩道づくりを進め、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが安心して歩けるような、安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。

また、観光地の散策空間や都心部の商業空間、住宅地内の生活空間など、地域特性に応じた歩行者空間の形成を図ります。

(2) 自転車交通

自動車交通への過度の依存を避けるため、公共施設・学校施設・商業施設・交通結節点を連絡する利便性の高い自転車道ネットワークの形成や駐輪場の整備などにより、通勤・通学や各施設間の自転車利用環境の向上に努めます。

また、自転車利用のマナー向上と事故防止を図るための情報提供やPRを行い、自転車利用の安全性向上に努めます。



●自転車レーンの設置

4-3 都市施設の整備方針

1 公園緑地

[基本的な考え方]

市街地内の公園緑地は、都市全体の魅力の向上に寄与するとともに、休息、散歩、遊び、レクリエーションなど余暇活動が行える場所であり、災害時の避難場所としての役割も有していることから、安全・安心な生活には欠かすことができない施設です。

整備にあたっては、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備に加えて、防災機能も兼ね備えた整備に努めます。

また、整備や維持管理において、官民協働型の取り組みを進め、地域との連携を図ります。

[主な取り組み]

(1) 歴史と緑を生かした「歴史と緑の生活文化軸」の形成

開成山公園から、さくら通り、麓山通りを中心とするエリアは、本市発展の礎である安積開拓の歴史ある場所であることから、市民の憩いの場となる質の高い公園緑地の機能を維持・発展させ、都心ゾーンのシンボルとなる「歴史と緑の生活文化軸」の形成に努めます。

さくら通りや麓山通り沿道、郡山駅周辺については、回遊、休憩、交流、レクリエーションなどの活動を創出する魅力的なオープンスペースの形成について検討します。また、豊田貯水池・豊田浄水場跡地については、「歴史と緑の生活文化軸」の中心として、市民の健康増進や憩いの場、災害時における避難場所としての機能の確保を目指し、跡地利用について検討します。

(2) 安全で快適な公園づくり

公園は、出入り口の段差解消やトイレの改修などのバリアフリー化、さらには照明灯の設置や遊具の点検、樹木の剪定などの適正な管理に努めるとともに、市民が憩いとやすらぎを感じられる場としての魅力ある空間の創出を図ります。

(3) バランスのとれた公園配置

公園は、市民の憩いの場となるほか、災害時の避難場所となることから、バランスのとれた配置に努めます。

また、整備にあたっては、市民に親しまれる公園づくりを目指し、計画段階から積極的に市民参加の場を設け、市民ニーズを反映した公園づくりを検討していきます。

(4) 魅力ある公園づくり

歴史や文化を伝える公園や、防災機能をもった公園など、様々な特徴を有した公園が整備されていることから、これら公園の魅力向上を図るため、地域住民の意見を反映した公園の整備に努めます。

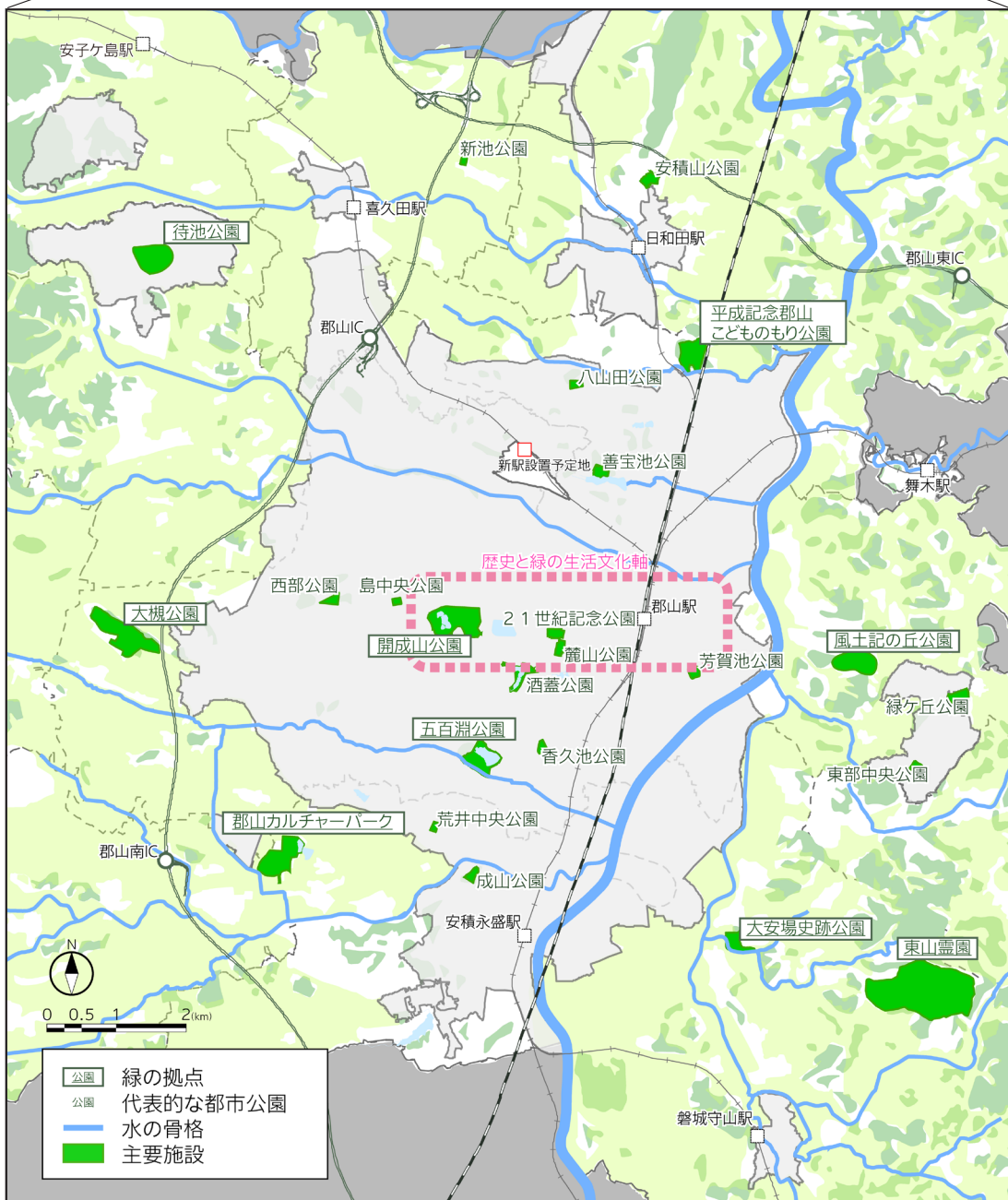
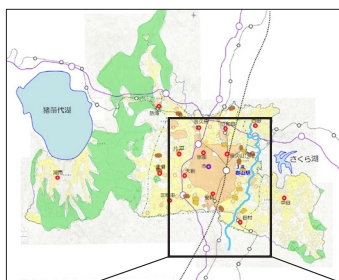


●春の開成山公園とさくら通り



●麓山公園

●公園緑地整備方針図 ～市街地～



4-3 都市施設の整備方針

2 河川

[基本的な考え方]

河川は、貴重なまちづくりの資源であることから、周囲の自然環境や景観などとの調和、人々の河川とのふれあいの機会の創出などに配慮しつつ、優れた都市環境として適切な整備・活用を図ります。

近年、局地的な集中豪雨や都市の保水能力の低下が要因で発生している浸水被害を軽減するため、過去の被害状況などを踏まえながら治水対策を実施していきます。

さらに、市民や市民団体などと行政の協働による美化・清掃活動などを推進し、市民の憩いの場として、親水性を確保し生態系にも配慮した良好な水辺空間の保全に努めます。

[主な取り組み]

(1) 治水対策

降雨時における浸水被害を軽減するため、中小都市河川の総合的な治水対策を計画的に推進します。

また、整備にあたっては、公共下水道や防災調節池などと連携し、都市の保水・遊水機能の向上に努めながら、効率的な河川の改修を行います。

(2) 親水性の確保

都市に残された貴重な水辺空間として、自然環境の保全と水に親しむことのできる良好な都市環境の形成に努めます。

また、河川においては、自然にふれあい親しまれる良好な水辺空間の形成を図るとともに、多目的な利用の推進に努めます。



● 笹原川千本桜

3 下水道

[基本的な考え方]

下水道は、大雨時における浸水被害の軽減、快適な生活環境の確保、さらには、湖沼や河川等の水環境の保全など、総合的で多面的な機能・役割を有していることから、市民生活に欠かすことのできない生活基盤のひとつです。

市民生活や生命・財産に大きな影響を与える浸水被害については、計画的な雨水幹線、雨水ポンプ場や雨水貯留施設の整備などハード対策と浸水関連の情報提供などのソフト対策を効率的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

また、公共下水道などの汚水処理については、快適な生活環境の確保を図るため、地域の実情に合わせた効果的・効率的な汚水処理施設の整備促進に努めます。

さらに、下水処理水や下水道の持つ熱エネルギーの有効活用を進め、循環型社会の構築と環境負荷の低減に向けた検討を進めます。

[主な取り組み]

(1) 浸水対策

都市化の進展に伴う雨水浸透機能の低下や局地的集中豪雨などにより発生する浸水被害を効率的に軽減させるため、雨水幹線や雨水貯留施設などの整備を推進し安全性の向上を図ります。

また、郡山駅西側の合流式下水道区域である市街地や阿武隈川沿岸の内水被害が生じやすい緊急性の高い「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」に位置づけた地域においては、下水道施設の重点的な整備を行い、浸水被害の軽減を図ります。

さらに、災害による被害を最小限に抑えるため、下水道施設の計画的な耐震性の確保や応急体制の強化に努めます。

(2) 汚水処理

市域全体に汚水処理施設の整備を図るため、費用対効果や社会経済情勢など総合的に見定めながら、地域の実情に合わせた効率的な整備促進に努めます。

また、生活環境の改善を図るため、汚水処理施設の適正な維持管理や公共下水道及び農業集落排水施設の区域での下水道等への接続（水洗化）に関する普及啓発活動の推進に努めます。

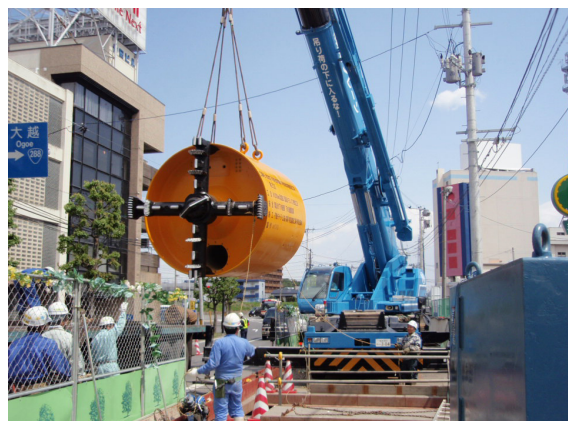
さらに、下水道等区域以外においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

(3) 維持管理

市民生活を支える重要な生活基盤として、経費節減などによる合理化を図り、下水道施設の長寿命化を図るため、計画的な維持管理や、効率的な老朽管対策などの改築更新による安定的・持続的なサービスの提供に努めます。



●浸水被害



●雨水管の整備



●湖南浄化センター



●管更正（老朽管対策）

4-3 都市施設の整備方針

4 その他都市施設

[基本的な考え方]

都市施設は、住みよい生活環境や円滑な都市活動を確保するうえで必要な施設を位置づけ、市民ニーズや利便性、地域バランスなどに配慮し、立地にあたっては、子どもから高齢者の誰もが容易にアクセスできるよう、土地利用計画や公共交通施策との連携を図ります。

また、各施設の整備にあたっては、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインの考えに基づいた整備に加えて、防災機能や雨水流出抑制機能も兼ね合せた整備に努めます。

[主な取り組み]

(1) 上水道

将来にわたり安全・安心でおいしい水を安定的に供給するため、効率的な運営による経営基盤の強化を図りながら、施設整備の推進や災害対策に努めます。

特に、各水系の供給を融通する連絡管の整備を推進するとともに、良質な水源・水質を次世代に継承するため、水道水源の保全を積極的に進めます。

(2) 文教施設

計画的に義務教育施設の校舎や屋内運動場の増改築を進めることで、文教施設における教育環境の向上を図り、安全・安心な教育環境づくりの観点から耐震化についても引き続き事業を進めていきます。また、高等教育機関などとの連携や活用により、地域における高度技術産業の集積や活性化を進めます。

さらには、「ミュージカルがくと館」や、歴史資源を生かした「大安場史跡公園」、高層の都市型科学館として全国から注目を集めている「郡山市ふれあい科学館」といった他の地域にはない本市特有の施設について、市民のみならず周辺地域の人たちを呼び込めるような観光拠点として活用していきます。

(3) 保健・医療・福祉施設

急速な少子高齢化の進行に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で自立して安心・快適な生活ができるよう、「郡山ビッグハート」などを介護サービス拠点として地域に密着した保健・福祉施設の充実を図ります。

また、市民生活に必要な医療・福祉施設を誘導し、地域包括支援によるきめ細かなサービスの充実を図ることによって、安全で安心な魅力あるまちづくりを推進します。



●郡山市民文化センター



●郡山ビッグハート

(4) 子育て支援施設

「ニコニコこども館」や地域子育て支援センターを拠点とした親子や子ども同士、親同士の交流の促進、さらには「ペップキッズこおりやま」に代表される子どもたちが元気に遊び、学べる場所の拡充など、社会全体で取り組む子育て支援の環境づくりに努めます。

(5) 地域交流施設

地域集会所やふれあいセンター、スポーツ広場などの整備・充実により、地域におけるスポーツや文化活動などの余暇活動の振興に努め、活力ある地域コミュニティの形成に努めます。

(6) 除染土壌等の仮置場等の設置

公園、スポーツ広場などの市有地等については、国が設置する中間貯蔵施設に除去土壌等を搬入するまでの間、地域内の住民の理解と協力により、除染活動により公共用地等から発生した除去土壌等の一時保管場所としていきます。

また、県有地2箇所について県から提供を受け仮置場として活用する他、私有地の仮置場への活用についても推進していきます。



●ペップキッズこおりやま



●緑ヶ丘ふれあいセンター

4-4 都市環境の形成方針

[基本的な考え方]

様々な都市活動のなかで、石油・石炭などの化石燃料の燃焼により排出される温室効果ガスが、地球温暖化の要因であることから、温暖化対策の取り組みが世界各国で推奨されています。日本においても、都市の低炭素化の促進に関する法律が定められ、各種取り組みが行われています。

郡山市においても、「省・創・蓄エネ」の推進や再生可能エネルギーをはじめとする新エネルギーの普及促進に努めるなど、低炭素まちづくりの考えを取り入れたまちづくりを推進します。

また、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を次世代に継承していくため、市民が安心して暮らすことができる環境の早期回復に努め、社会経済システムと自然環境のバランスが保たれた持続可能な都市を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに努めるとともに、森林や農地などの緑や、河川・湖沼などの水辺空間は、良好な地球環境を形成する重要な資源としてその保全に努めます。

[主な取り組み]

(1) 市民が安心して暮らすことができる環境の早期回復

市民が安心して暮らせる環境の早期回復を目指し、最適な方法により、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」の長期的目標である市内全域において年間追加被ばく線量1ミリシーベルト未満の達成を早期に目指します。

(2) 環境負荷の軽減

公共交通の利用促進による自動車交通の削減や建築物等の省エネルギーの推進などにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、二酸化炭素の吸収源である緑化に努めるなど、環境にやさしい都市づくりを進めます。

本市の具体的な目標値を定めた取り組みを推進するため、低炭素まちづくり計画を策定します。

また、廃棄物の適正な処理や、ごみの分別収集・減量化を推進するとともに、再生利用に努め循環型社会の実現を目指します。

(3) 新エネルギーの導入

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機にエネルギーを取り巻く情勢は大きく変化しました。福島県の復興に向けた主要施策の一つに「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」が位置づけられており、郡山市においても、「国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所」を中心とした研究活動や、風力発電や太陽光発電システム、バイオマス利用、小水力発電システム、地中熱利用、下水熱利用などの新エネルギーの普及啓発に努め、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。

また、導入を推進するにあたって、大規模の太陽光発電所や風力発電所などが周囲に与える景観等の影響を最小限に抑え、既存の周辺土地利用や地域環境との調和を図るよう努めます。

加えて、今後の新規開発においては、新エネルギーの導入を積極的に検討し、環境負荷の低減を図るとともに、スマートコミュニティ等、効率のよいエネルギー利用が可能となる技術の積極的な導入に努めます。



●郡山布引風の高原

(4) 自然環境の保全・活用

本市に広がる豊かな自然環境を保全するため、適切な土地利用の規制・誘導を図るとともに、市民の環境に対する意識の啓発に努めます。

また、自然の持つレクリエーション機能の活用や、良好な自然環境を観光資源として活用するため、その保全に努めます。



●湖南地域の豊かな自然

4-5 都市景観の形成方針

[基本的な考え方]

「こおりやまの景観をつくり、そだて、まもる」を基本に、豊かな水と緑を保全、育成し、「見る」「見られる」両方の観点から、都市の骨格を美しく整えます。

また、豊かな水と緑を背景に培われてきた歴史・文化を後世に伝えるとともに、新しく育ってきた文化の芽を開花させていくため、文化的環境に優れた空間をつくる視点から都市景観の形成に努めます。

さらに、水と緑に支えられてきたまちの発展の歴史を尊重し、今後とも維持、発展させるため、市民、事業者、行政が一体となって人が集い、賑わう都市の形成を推進します。

[主な取り組み]

(1) 都心ゾーンの景観づくり

都心ゾーンでは、ゆとりと潤いを感じられるよう敷地の積極的な緑化を推進するとともに、多様な都市機能が集積していることから、これらの特徴を生かした郡山市の玄関口としてふさわしい賑わいと活気あふれる景観づくりを進めます。

また、公会堂や合同庁舎などの近代建築、文化資源や安積開拓ゆかりの施設といった歴史・文化的な景観資産が多く存在することから、これらを保全・活用することで、市民に親しまれ、訪れた人々を引きつける魅力ある景観の形成に努めます。



●郡山駅前周辺

●都心ゾーンの代表的な景観・歴史資源



郡山市公会堂



開成館



安積歴史博物館



麓山の滝

(2) 市街地ゾーンの景観づくり

住宅地では、積極的に樹木を植えることにより、周囲の緑豊かな山並みの眺望景観と調和し、やすらぎや潤いを感じられる景観をつくります。

また、磐梯熱海温泉街や郡山南拠点では、特色あるそれぞれのまちの特徴を生かし、賑わいと活気あふれる市街地の景観づくりに努めます。

一方で、市街地内には阿武隈川や逢瀬川といった水辺空間が存在し、阿武隈山地や奥羽山脈の山並みへの眺望が開けていることから、これらの眺望景観に配慮した街並みづくりを行うことで、やすらぎと潤いのある景観を保全します。

(3) 田園環境共生ゾーンの景観づくり

広がりのある開放的な田園地域と周辺の山並みへの眺望を生かした魅力ある景観づくりを推進し、屋敷林やため池などの集落地景観を守ります。

さらには、安達太良山や額取山などを背景とする美しい眺望景観や藤田川、逢瀬川、笹原川など周辺の自然と一体となった緑豊かな河川景観を守ります。



●額取山

(4) 丘陵環境共生ゾーン・森林環境共生ゾーンの景観づくり

美しい自然景観や歴史・文化を生かした誇りと愛着の持てる景観づくりを推進し、安達太良山などの山並みへの眺望景観や東部に広がる丘陵地景観、さらには、湖南七浜などの湖岸景観といった美しい自然景観を守ります。



●安達太良山



●猪苗代湖（鬼沼）

4-6 都市防災の方針

[基本的な考え方]

安全・安心なまちづくりを推進するため、地震や水害、土砂崩れなど様々な自然災害や都市火災に対応できるまちづくりを進めるとともに、災害発生時の避難・救命・防災活動を支える基盤の充実を図ります。

また、開成山公園内の野球場や陸上競技場、総合体育館などの広域防災拠点施設において、災害時における人や物資の受け入れなどを考慮した、防災機能の充実を図ります。

一方、事故や犯罪を未然に防止するため、WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センターが推奨するセーフコミュニティの国際認証の取得も視野に、防災や防犯に配慮したまちづくりを推進し、道路や公共施設を中心に夜間照明の充実など安全・安心な環境整備を推進します。

今後市内での主な計画・開発においては、都市防災の方針にそって、防災機能を高めます。

[主な取り組み]

(1) 水害対策

集中豪雨や都市化の進展により発生する浸水被害を軽減するため、河川・雨水幹線・水路などの雨水排除施設整備や雨水貯留施設の整備を効果的に促進するとともに、ハザードマップを活用した防災教育や避難行動のための情報の共有化等ソフト対策を効果的に組み合わせ、総合的な浸水対策を進めます。

また、郡山河川防災ステーションを拠点として、水防活動や河川の保全、災害時の緊急復旧活動を行うなど総合的な治水対策に努めます。



●古坦ポンプ場

(2) 地震災害対策

住宅や公共公益施設の耐震化を促進し、地震に対する安全性の確保と向上を図ります。

また、震災時において防災活動の拠点になる施設や、指定避難場所となる小中学校・公民館・体育館などの公共公益施設、さらには、道路・橋りょうなどの都市基盤や、都市生活上必要となる電気・ガス・水道・下水道などの耐震性向上を進め、災害時の安全・安心の確保を図ります。老朽化した施設の更新に際しては、長寿命化改修等を計画的に行うことで、トータルコストの縮減を図りつつ、安全性を確保します。



●郡山河川防災ステーション

(3) 延焼遮断帯、避難スペースの確保

居住人口の多い市街地では、木造住宅の不燃化を促進するとともに、道路・公園・河川などのオープンスペースを活用することにより、火災の拡大防止に努めます。

また、公園緑地、公民館、学校等公共施設を指定緊急避難場所として指定し、施設の安全性を確保するとともに、良好な避難生活を送るために必要な設備の整備を行います。

(4) 防災拠点施設の整備・拡充

迅速・的確な災害対応を行うため、地域ごとに防災拠点施設を設けるとともに、備蓄の基幹施設（防災倉庫）を配置し、災害用資機材や備蓄品の適正な配置及び充実に努めます。

(5) 災害情報伝達体制の整備充実

災害時、避難情報等の災害情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や広報車による広報をはじめ、テレビ、防災ウェブサイト、緊急通報メールやコミュニティFM、SNS（ツイッター、フェイスブック）、電話ガイダンス等あらゆる手段を用いた災害情報の発信に努めます。

(6) 防犯対策

夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止するため、道路の街路灯や防犯灯など夜間照明施設の計画的な設置を推進します。

また、地域における防犯活動の充実に向けて、警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を推進し、犯罪抑止環境の形成を図り、安全・安心な環境整備に努めます。



●防災訓練



